

有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験に関する事項

改正規則

事業所承認規則
バラスト水管理設備規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS 統一規則 Z17 は, サービスの提供事業所の承認に関する要件を規定しており, 本会は当該要件を規則に取り入れている。

このうち, 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験を実施する事業所について, 分析や校正を行う試験所の品質に関する規格である ISO/IEC 17025 又はこれと同等の基準に従った認証取得が承認の要件として規定されている。この要件に関し IACS では見直しを行い, IACS 統一規則 Z17 で規定される他の要件によりコミッショニング試験を実施するための事業所の品質を十分に確保できると判断し, 当該要件を削除した IACS 統一規則 Z17(Rev.18)を採択した。

加えて, 2022 年 12 月の IMO 第 79 回海洋環境委員会 (MEPC 79) では, 主要な構成機器の変更及び交換を行った有害水バラスト処理設備について, それらを新規搭載とみなし, コミッショニング試験の実施を義務付ける内容を, バラスト水管理条約の統一解釈として承認し, BWB.2/Circ.66/Rev.4 として発行した。

今般, IACS 統一規則 Z17(Rev.18)及び BWB.2/Circ.66/Rev.4 に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 事業所承認規則において, 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験を実施する事業所の承認の要件であった ISO/IEC 17025 又はこれと同等の基準に従った認証取得の要件を削除する。
- (2) バラスト水管理設備規則において, 主要な構成機器の変更及び交換を行った有害水バラスト処理設備は新規搭載とみなされ, コミッショニング試験実施が要求される旨, 規定する。

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

18 章 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所

18.1 一般

18.1.2 を次のように改める。

18.1.2 事業所の一般要件

- 1. 事業所は、各処理技術の特性及び限界並びに自己監視パラメータを含む、有害水バラスト処理設備の運用について熟知していなければならない。
- ~~-2. 事業所は、サンプル水中の微生物数を測定する試験機関も含めて、ISO/IEC 17025（その後の改正を含む。）又はこれと同等の基準に従って認証を受けていなければならない。~~
- 3. 事業所は、1.2.8-1.にかかわらず造船所を含む有害水バラスト処理設備の製造者及びサービスステーションから独立していなければならない。
- 4. 事業所は、サンプル水の簡易分析に係る内部手順の検査員への提出を求められることがある。
- 5. 事業所は、技術者が 18.3.1 に掲げる事項を満足することを証明する文書を有していなければならない。
- 6. 事業所は、18.3 に定める技術者により、バラスト水管理設備規則検査要領附属書 2.1.3-2.(10)「コミッショニング試験の実施要領」に従って、有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験を実施しなければならない。

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

4 章 臨時検査

4.1 一般*

-4.として次の1項を加える。

-1. 臨時検査では、バラスト水管理設備等及びそれに係る装置等の改造もしくは修理の程度に応じ、当該設備等に対する登録検査に準じて検査を行う。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

-2. 有害水バラスト処理設備の新規搭載、変更及び交換を行った船舶に対しては、**2.1.3**の規定に準じて臨時検査を行う。

-3. 前-2.により **2.1.3** の規定に準じて検査を行う船舶であつて、その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対しては、**2.1.3-2.(10)**にいう確認を検査に含める。

-4. BWMS コードにより規定される主要構成機器の変更及び交換が行われた設備は、新規搭載されたものとみなし、**2.1.3-2.(10)**にいう確認を行い、国際バラスト水管理証書の書換えを受ける。